

デジタル化と税理士制度-税務行政のDXの進展をふまえて-

立命館大学法学部教授 望 月 爾

はじめに

デジタル・トランスフォーメーション（Digital transformation：以下DXと略称）の進展により税務行政や納税者を取り巻く環境に大きな変化がおりつつある。それが税理士の業務のあり方にも多大な影響を与えようとしている。電子申告、電子納付、記入済申告（prefilling of tax returns）の普及に加え、税務調査や資料情報の提出など、納税者のコンプライアンスのためのサービスや納税者と税務当局とのやり取りのデジタル化・オンライン化が急速に進んでいる。また、税務当局によるAIや機械学習（ML）の利用やビック・データを含む納税者情報の広範かつ大量な情報収集と高度な分析手法の利用と情報収集・分析の対象の拡大が進みつつある。それに対応した法制度の整備や実務指針が必要になっている。昨年10月のインボイス制度（適格請求書保存方式）の導入や計画されているデジタル・インボイスの普及、本年1月からの改正電子帳簿保存法の本格施行は、税務行政や税理士業務のデジタル化に一層の拍車をかけようとしている。

そのような中で、令和4年3月の税理士法改正も、経済社会のICT化の進展に伴い、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士業務のICT化への対応として、具体的には①税理士の業務におけるICT化の推進の明確化、②税理士事務所設置規定の見直し、③税務代理における納税者の利便性の向上などが行われた。

本日の研修会では、税務行政のデジタル化について、OECDの「税務行政（Tax Administration）3.0」や税務調査のデジタル化・リモート化の先進事例など国際的な状況を紹介したうえで、国税庁が公表したわが国の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-」や税理士業務のICT化への対応を中心に税理士法や税理士業務への影響などについてふれる。最後に、今後の日本のデジタル・インボイスの導入の進展の参考情報として、電子インボイス（e-invoice）の導入の国際的状況と問題点についてもお話ししたいと思う。

1. 税務行政のデジタル化の国際的進展

(1) レベル1：電子申告（e-file）

標準化された電子申告フォームの利用を選択または義務化し、給与支払者台帳や財務データなどが電子的に税務当局に提出送信され、それらが各年単位で照合される段階

(2) レベル2：電子会計（E-accounting）

会計データやインボイス、試算表などその証票となるソース・データ（source data）を定期的に電子的形式により税務当局に送信し、頻繁に追加や変更を行う段階

※OECD の会計データ送信基準：SAF-T (Standard Audit File for Tax)

(3) レベル3：電子照合 (e-match)

追加的な会計情報やソース・データが電子的形式により送信され、税務当局はそれら金融機関の取引明細のような追加的なデータにアクセスし、リアルタイムで税目を越えて照合を始め、潜在的には納税者や管轄を越えた照合を開始する段階

(4) レベル4：電子調査 (E-audit)

地理的な経済循環システムを把握するため、税務当局によって分析された第2のレベルの会計データやソース・データとリアルタイムで送信されたデータを相互チェックし、納税者が限られた期間内で対応することが求められる「電子的税務調査 (electronic audit)」による税額の査定を受ける段階

(5) レベル5：電子査定 (E-assess)

税務当局は申告書などによることなく送信された電子データにより税額を査定し、納税者がその当局によって計算された税額を確認検証する段階

(6) 税務行政のデジタル化の国際的状況

国際的には、ほとんどがレベル1の電子申告の段階にあるが、スペインがレベル4から5、ロシアやメキシコ、チリ、ブラジルなどの国々はレベル4の段階にあるといわれる。また、EU各国は、OECDの提案する標準フォーマットによる会計データの税務当局への提出送信制度である「SAF-T (Standard Audit File for Tax)」の導入を進めており、レベル2から3の段階にある。イギリスもレベル2から4に進むべく、全事業者が四半期ごと会計データを電子的に報告送信する制度を導入した。

図表1 税務行政のデジタル化の5つのレベル

Level 1	Level 2		Level 3	Level 4		Level 5
"E-file"	"E-accounting"		"E-match"	"E-audit"		"E-assess"
Use of standardized electronic form for filing tax returns required or optional; other income data (e.g., payroll, financial) filed electronically and matched annually	Submit accounting or other source data to support filings (e.g., invoices, trial balances) in a defined electronic format to a defined timetable; frequent additions and changes at this level	Paradigm shift	Submit additional accounting and source data; government accesses additional data (bank statements), begins to match data across tax types and potentially across taxpayers and jurisdictions in real time	L2 data analyzed by government entities and cross-checked to filings in real-time to map the geographic economic ecosystem; taxpayers receiving electronic audit assessments with limited time to respond	Disruptive	Government entities using submitted data to assess tax without the need for tax forms; taxpayers allowed a limited time to audit government-calculated tax

出典：Ernst & Young Global

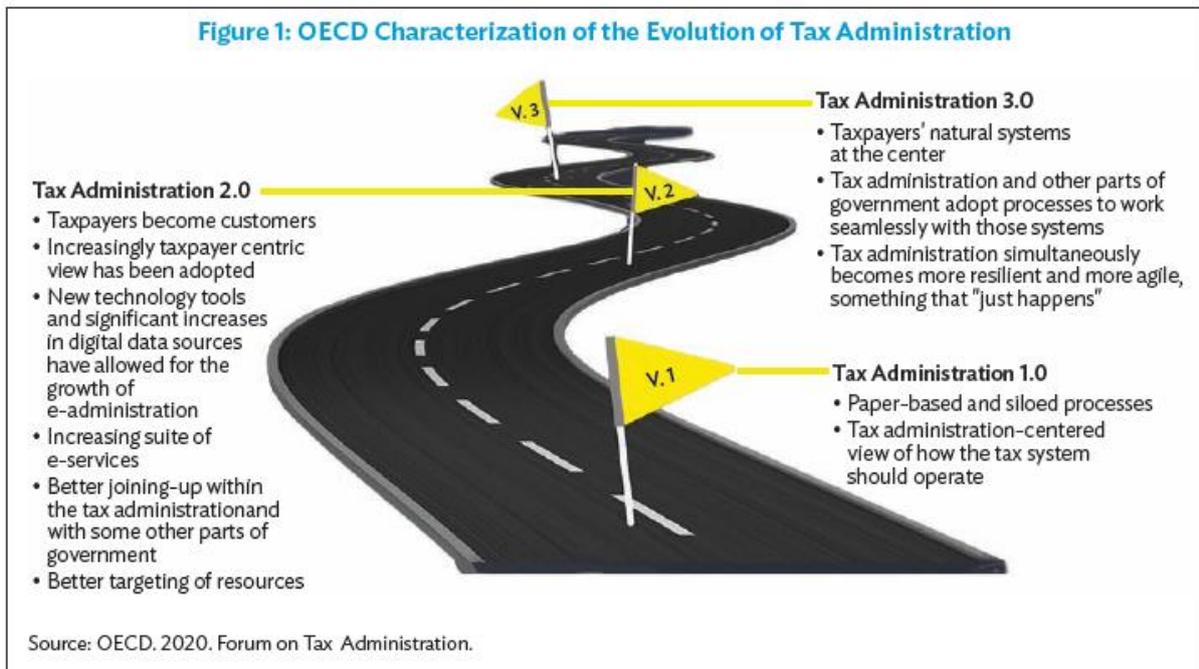
2. OECDによる税務行政のDXの国際調査

OECDの調査によれば、Covid-19のパンデミックの期間に国際的な税務行政のDXが急速に加速したことがわかる (OECDのTax Administration 2023)。

(1) 税務行政のDXの国際的状況

- ① 電子申告・納付、記入済申告書 (prefilling of tax return) がさらに普及し、ペーパーレス化も大幅に進展した。
- ② デジタル技術を利用した納税者とのコミュニケーションやモバイル・アプリケーションの利用が拡大している。
- ③チャット・ボット (chat-bots) : AI を活用した「自動会話プログラム」やバーチャル・アシスタント (virtual assistants : 人工知能による個人のタスクやサービスへの支援)、情報提供や計算等のツールとしてのウェブサイト、デジタル・メールボックスなどデジタル技術を利用した納税者サービスの充実化が進んでいる。
- ④ デジタル技術による税務当局へのアクセスの改善とデジタル ID や認証の重要性が高まっている。
- ⑤ 納税者のコンプライアンス・リスクの管理のための大量かつ統合されたデータの分析や AI や機械学習 (ML) の利用が拡大している。
- ⑥ AI を利用したデータ分析により納税者のセグメント化を行い、納税者グループごとに合わせた対応を推進。
- ⑦ Covid-19 によるパンデミックの影響が各国の電子政府計画と税務行政のデジタル化、とくに納税者とのコミュニケーションやサービスのデジタル化を進展させた。
- ⑧ OECD の BEPS とポスト BEPS の包摂的枠組み (IF)により国際的税務行政の協力体制が進み、それが税務行政のデジタル化に影響を与えている。

図表 2 Tax Administration 1.0 から 3.0 へ



出典 : OECD Tax Administration 2023

(2) 税務行政 (Tax Administration) 1.0 から 3.0 へ

- ① Tax Administration 1.0
 - 紙ベースの分断されたプロセス

- ・ 税務行政の視点の中心は、税制をどのように運営するかにある。

② Tax Administration 2.0

- ・ 納税者は「お客様(customers)」になる。
- ・ ますます納税者中心の考え方が採用されるようになる。
- ・ 新しいテクノロジー・ツールとデジタル・データ・ソースの大幅な増加により、電子行政の成長が可能になる。
- ・ 一連の電子サービスの増加。
- ・ 税務行政内および政府の他の一部部門との連携の強化。
- ・ 情報源の特定の改善。

③ Tax Administration 3.0

- ・ 納税者の日常生活やビジネスで使用する通常の（業務）システムが中心となり、それらに税務行政のサービスやプロセスが組み込まれることになる。
- ・ 税務行政と他の政府部門の採用するプロセスが統合され、それらのシステムとともに垣根なくスムーズに機能するようになる。
- ・ 税務行政が同時により弾力的かつ機敏になるのは当然のことである。

(3) OECD の税務行政 (Tax Administration) 3.0 のイメージ

税務行政は、…

- ① 納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる Embedded within taxpayer natural systems
納税者が日頃利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能にない、その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れんする。
- ② 企業やプラット・フォーマーが共同して税務行政の一部の役割を担う Part of a resilient “system of systems”
企業やプラット・フォーマーなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担うことになる。税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する
- ③ リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる Real-time tax certainty provider
システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能になる。
- ④ 透明で信頼性が向上する Transparent and trustworthy
納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易になる。
- ⑤ 税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる An integrated part of whole of government
行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能になる。
- ⑥ 人とハイテクが融合した組織となる A human touch and high tech adaptive organization
 - ・ 納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要となる。
 - ・ 重要なのは、人のスキルとA Iなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること
 - ・ 人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応する。

（「税務行政 3.0」(Tax Administration 3.0 OECD (2020)) 抜粋 (国税庁仮訳)

3. 税務調査のデジタル化・リモート化の国際的状況

(1) 臨場抑制型・非対面型調査への移行

- ① 実地（臨場）調査 (field audit) や署内（呼出）調査 (office audit) から文書調査 (correspondence examination) やリモート調査 (remote audit) の強化
- ② データ収集の拡大と高度なアナリティクスの利用によるリスク・ベース・アプローチ（課税リスクの評価）の実施
- ③ 事前のデータ分析の段階で納税者を特定、税務調査（とくに実地調査）はその確認手続になりつつある。
- ④ 税務に関するコーポレートガバナンスの判定評価による調査の重点化

大企業を中心に企業内のシステムやクラウドへの直接アクセスによるリモート調査 (remote audit) の導入

OECD の調査によれば、Covid-19 の影響から調査対象となった加盟 32 カ国の税務当局のうち 75% が大幅な実地調査（脱税事案を除く）の中止または削減を行い、そのうち 88% が仮想・デジタル環境での調査に移行と回答した (OECD TAX ADMINISTRATION 2021)。

仮想・デジタル環境においても、90% の税務当局が適切な文書・情報にアクセス可能と回答。86% の税務当局が満足いくリモート・インタビューができたと回答、90% の税務当局より、納税者や利害関係者も肯定的な経験と考えているとする回答があった。そして、76% の税務当局が今後も実地調査から仮想・デジタル環境での調査を継続する計画があると回答している。また、各国の税務当局ともデータや情報を電子的に送受信またはアクセスしたうえで、仮想・デジタル環境でのリモート調査を強化する方針をとっている。

先進事例① スペインの Virtual Visits for Auditing (VIVI)

2019 年にスペイン国税庁 (AEAT) の税務調査部門と IT 部門に、「仮想環境における訪問調査 (virtual visits for auditing: VIVI).」のためのプロジェクトが組織された。その後、Covid-19 のパンデミックの影響からプロジェクトの実現に向けた作業が前倒しされ、2020 年 6 月には関連の法改正や手続の整備が行われた。VIVI により web 会議または他のシステムを介して、AEAT と納税者との双方向および同時の画像と音声の通信、視覚、聴覚および口頭の相互のやり取りを可能にし、文書の安全な送受信を実行できる。VIVI は、対面の税務調査と同様な環境での調査を可能にするべく、ビデオ会議システムと納税者によって提出された文書情報の電子登録システム、AEAT と納税者の両方の電子署名システム、税務当局がすべての情報にアクセスできる納税者情報の電子ファイルシステムが統合されている。

また、VIVI を利用すれば、データ保護、文書の信頼性と整合性、および納税者と税務当局の身元確認の要件を遵守できる。2020 年の後半に、VIVI を利用するための 1490 の文書が署名され、2021 年 2 月、VIVIs の利用の最初の評価が行われ、利用に前向きな方針が示されている。2022 年から VIVI の本格運用が始まっているが、利用には、納税者の同意が必要となる。

先進事例② ハンガリーの電子調査 (E-audit)

ハンガリー国税庁 (NTCA) は、2015 年より電子調査 (E-audit) の準備に着手した。2018 年には電子行政指令が発令され、NTCA と納税者の双方が、電子的な手段によりコミュニケーションをとること

が義務づけられた。2018 年末までに電子調査 (E-audit) のプラットフォームが完成し、納税者は無料かつサイズ制限なしでデジタル化された文書情報を NTCA に送信できるようになった。2019 年からは電子調査 (E-audit) が本格的に導入され、デジタル空間で調査が可能となり、納税者と NTCA の間での紙の文書によるコミュニケーションが不要となった。

2019 年と 2020 年に、電子調査が実施された納税者は合計約 270 万メガバイトの電子文書を送信し、NTCA は約 100 万メガバイト近くの電子文書を送信した。電子調査 (E-audit) の導入により、ハンガリーでは Covid-19 のパンデミックの影響をほとんど受けることなく税務調査を執行できた。

電子調査 (E-audit) は、納税者がどこからでも当局と協力することができ、安全であるだけでなく、500 万枚以上の紙代と印刷代や郵便料金を大幅に節約できるなど費用対効果が高く、環境にもやさしい。また、電子調査 (E-audit) により、税務調査の期間も、従来の税務調査の平均期間は 128 日から 86 日に短縮された。

(2) 税務当局によるデジタル・データの収集の拡大

① 電子機器 (devices) からのデータ

オンライン・レジスターやタクシー・トラックの走行記録など。ex. スイスでは商業用タクシーはタコグラフ (自記回転速度計) のデータも利用される。

② 銀行や小売店等からのデータあるいは代理人やサービス・プロバイダーへの支払情報

納税者の所得や資産の調査のために利用される。ex. アメリカの内国歳入庁 (IRS) やイギリスの歳入関税庁 (HMRC) をはじめ多くの税務当局は、従来からデビットカードやクレジットカードの取引情報などを積極的に利用している。

③ 供給業者 (suppliers) からのデータ

後述の電子インボイス (e-invoice) やデジタル・キャッシュ・レジスターのデータの利用。ex. スペイン、イタリア

④ 顧客 (customer) からのデータ

顧客の数やコンプライアンスに関する情報、現金の受取の調査。ex. チリでは税務当局が作成したモバイルアプリを使用して、タバコの税務証明書の有効性を確認できる。

⑤ 納税者に関する非構造化データ (Unstructured data)

インターネットやソーシャル・メディアから電子的に辿ることのできる事業や取引の情報。ex. スウェーデンの税務当局は、ポーカー・プレイヤーのオンライン・トーナメント情報を収集し、無申告の所得の特定に利用している。

⑥ 他の政府機関からのデータ

免許や規制、社会保障目的の他の政府機関からの情報は申告書の調査やリスク評価に利用される。ex. コスタリカの税務当局は web 上の不動産登録簿と航空写真を利用。

(3) 税務当局の高度なデータ分析手法の利用

近年、税務当局はデータ分析の専門家を雇用して、リスク評価を目的に、AI 技術などによる「タックス・アナリティクス (Tax Analytics)」と呼ばれる高度なデータ分析手法を利用する。各国の税務当局は、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展によるいわゆる「プラット・フォーマー」や Facebook、Instagram、Twitter、その他のソーシャルネットワークからのいわゆる「ビック・

データ」をデータ・マイニングしている。とくに、ソーシャルネットワーク情報は、個人レベルの申告情報では懸念事項を検出できない可能性がある状況で、税務当局がリスクの高い個人やグループを特定するのに役立ち、個人間のつながりを識別し、結び付けられた個人のネットワークを簡単に視覚化できるというメリットがある。

OECD の調査によれば、各国の税務当局 84%がデータ・サイエンスを利用した分析ツールを利用し、38%が機械学習 (ML) を含む AI 技術を利用、27%がロボティック・プロセス・オートメーション (RPA) を利用している。

(参考) 情報技術用語

・「データ・マイニング (data mining)」: 情報システムに蓄積した膨大なデータの集合をコンピュータによって解析し、これまで知られていなかった規則性や傾向など何らかの有用な知見を得ること。

・「機械学習 (Machine learning)」: 既存のデータ内のパターンを調べて、新しいデータソースにさらされたときに適応して学習できるソフトウェア。たとえば、控除が制限された飲食費や娯楽費である可能性のある費用が控除可能な販促費としてコード化されている場合にアラートを発することなどができる。

・「自然言語処理 (Natural language processing)」: 人間の言語を理解し、適切な応答を決定できるソフトウェア。これにより、コンピュータは、プログラミング言語でコーディングするだけでなく、構造化されていない音声コマンドによる処理が可能となる。たとえば、2つの国や地域によって締結された新しい租税条約の影響を受けるすべての取引を識別できる。

・「ロボティック・プロセス・オートメーション (Robotic process automation)」: AI と機械学習 (ML) を組み合わせ、他のソフトウェアと接続して多数の反復的な事務タスクを管理し、エラーを修正し、例外を処理し、新しい状況に適応するようにトレーニングできるソフトウェア。たとえば、ボット・スクリプトは、関税分類コードの欠落やインボイスなどの情報の欠落を特定するだけでなく、人為的な操作なしにその情報を取得して自動的に入力することができる。

近年、各国の税務当局ともデジタル人材の採用や育成に積極的に取り組んでいる。わが国でも国税専門官試験に新区分 (理工・デジタル系) が設けられ情報数学・工学等が受験科目となる。

先進事例③ カナダにおける AI 分析の利用

カナダ歳入庁 (CRA) は、中小企業の中から最もリスクの高い納税者を特定するために、CRA のシステムからデータを抽出しデータ・マイニングや機械学習 (ML)、アルゴリズム (自動処理手順) などを利用して、所得税と売上税 (GST, HST) のための中小企業の予測モデルを開発した。CRA は、機械学習 (ML) や自然言語処理 (NLP) などの AI 技術を活用して、内部監査、評価、およびリスク管理プロセスのすべての段階を対象に、分析時間を短縮し、大量の情報を分析している。2021 年、内部不正の潜在的なリスクを検索する際に、ランダムサンプルではなく、ML モデルを利用して全人口を分析した。

先進事例④ オーストラリアの銀行明細書分析の自動化

オーストラリア国税庁 (ATO) は、税務調査において時間を要する銀行取引明細書 (bank statement) の分析を専用のスプレッド・シート・ベースのテンプレートを使用して自動化した。この自動分析ツールを使用すれば、銀行取引明細書の分析速度が 10 倍以上向上し、進行中の問題へのリアルタイムでの対応や大量なデータの分析も可能となる。スプレッドシートと互換性のある銀行取引明細書のデー

タがテンプレートにコピーされ、テンプレートは、銀行取引明細書の各取引の摘要欄を自動的に読み取り分類する。たとえば、「インターネットバンキング転送 1010 Jane Smith ローン」テンプレートは、それを「Jane Smith ローン」として分類する。

(4) 電子的コンプライアンス・チェック (Electronic compliance checks) の強化

2020年の歳入当局国際調査 (International Survey on Revenue Administration) は、狭義の「税務調査 (audit)」と、納税者情報の電子的チェック・検証・照合の「電子的コンプライアンス・チェック (Electronic compliance checks)」とを項目として区分した。電子的コンプライアンス・チェックに関する情報を提供できたのはごく少数の税務当局であったが、オーストラリア、チリ、エストニア、ギリシャ、モロッコ、マルタ、南アフリカなどでは、電子的コンプライアンス・チェックが広い意味での「税務調査」の全過程において、更正につながる重要な部分 (約 20%) を占めている。

先進事例⑤ オーストラリアの申告書提出前自動処理分析 (Pre-issue Automated Operational Analytics)

オーストラリア国税庁 (ATO) は、個人の所得税確定申告書を受領してから 2 日以内に、高品質の第三者のデータや、ATO が識別して特定するその他の情報やデータを利用して、納税者の申告書上の過誤を自動的に分析・修正するシステムを導入している。2017 年 7 月に、この申告書提出前コンプライアンス・プログラムを開始してから、約 140 万件の個人の所得税確定申告書を修正処理し、それによって約 6 億 8400 万豪ドルの収入を確保している。納税者に自動修正の詳細が通知され、証拠をもって修正内容に異議を唱えた場合は、修正の一部・全部が取り消される仕組みになっている。

先進事例⑥ オランダの申告過程における過誤修正請求 (Error recovery request in return process)

2015 年以来、オランダ国税局 (NTA) は、個人所得税のリスク・ベースの検証システムによって、納税申告書に誤った情報を記載して提出した可能性が高い個人所得税の納税者に対し、「再確認通知 (pro-memorial letter)」を送信するシステムを導入している。この通知は、納税者に対し納税申告書の潜在的な過誤への注意を喚起し、自ら納税申告書を確認し、必要に応じてそれらを修正するように請求するものである。

納税者から修正の請求に応じて「補足納税申告書 (supplementary tax return)」が提出されれば、当初の申告書に追加され、さらにその「複合納税申告書 (compound tax return)」がリスク・ベースの検証システムによって再度チェックされる。再度のチェック後に検証システムにより選択された申告書は再確認通知に回答がなかった申告書と同様に検証・評価のため手動で処理されることになる。再確認通知は、教育訓練費や修正利息、年金拠出金など、様々な項目について送信され、過去数年間で、通知を受け取った納税者の約 70% から 75% が納税申告書を修正する回答をしている。この検証・評価プロセスにより、税務職員の約 16,800~18,000 労働時間を節約したものと評価されている。

4. 国税庁による税務行政のデジタル化の方針

(1) 国税庁による税務行政のデジタル化方針の進展

2017（平成 29）年 6 月 国税庁「税務行政の将来像-スマート化を目指して」の公表。

2019（令和元）年 6 月 国税庁「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」の公表。

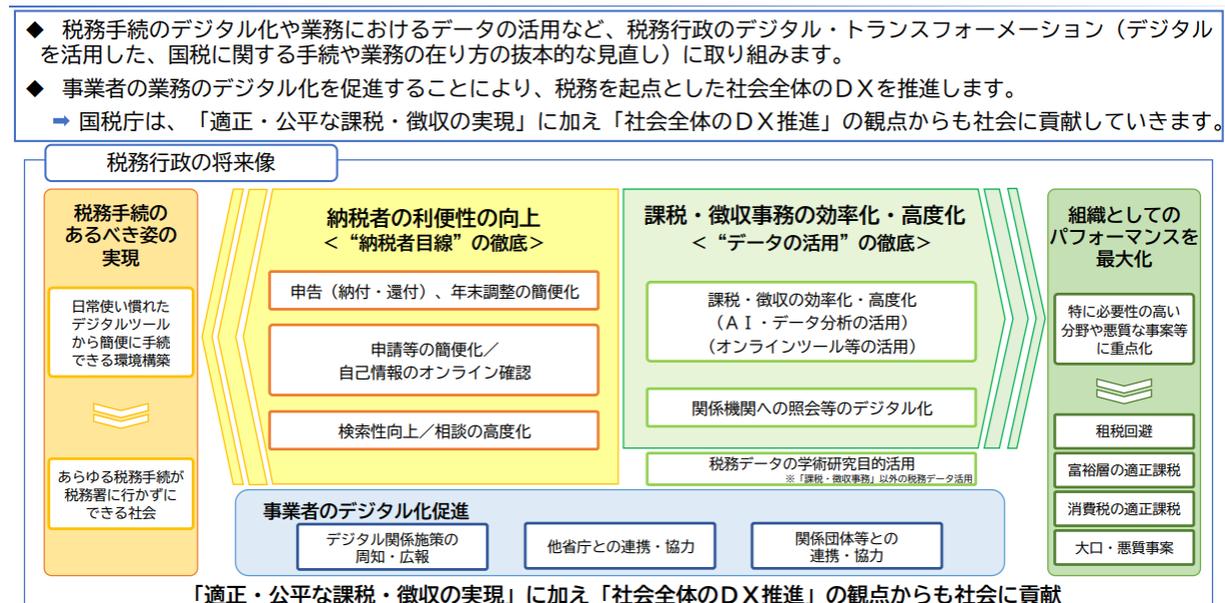
2021（令和 3）年 6 月 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2.0」公表。

〃 9 月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づきデジタル庁が設置され、その主導の下、デジタル化の取組が進められている。

2023（令和 5）年 6 月 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-」公表。

(2) 税務行政の将来像の基本的指針

図表 3 税務行政の DX の推進と税務行政の将来像



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

（出典）国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 2023」

① 納税者目線の徹底

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

② あらゆる納税者を想定した施策の推進

電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、

デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

③ データの活用の徹底

データの活用により事務の効率化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

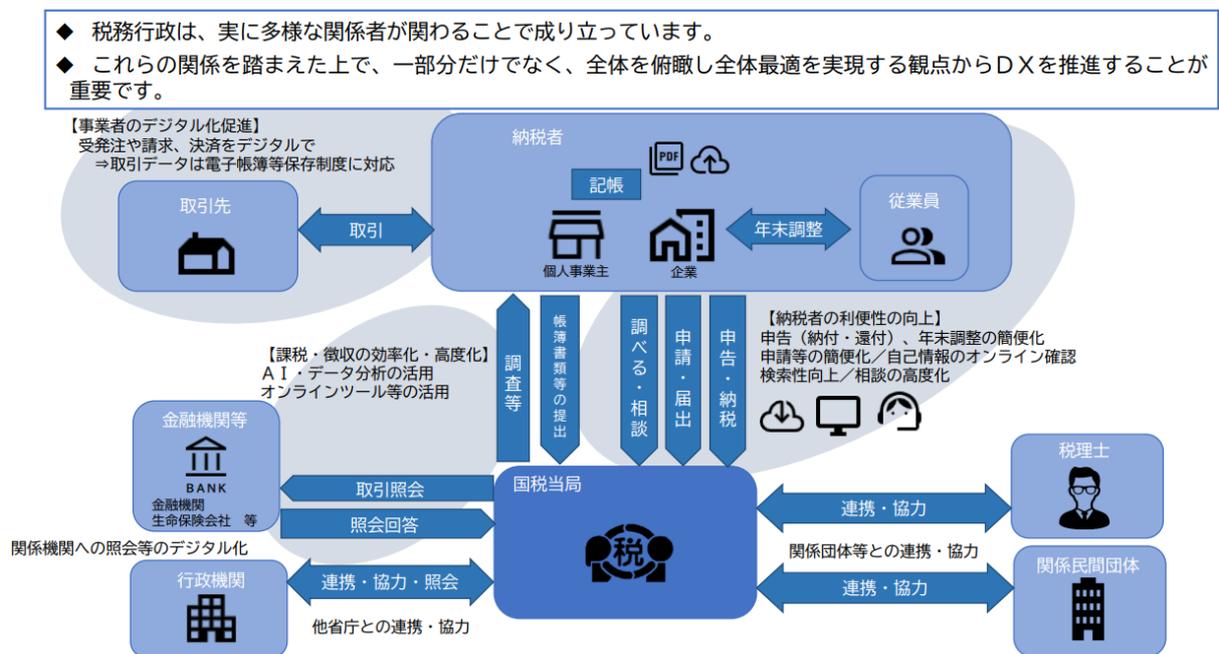
④ 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく業務の在り方そのものや職員の働き方を不断に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（BPR）に取り組みます。

⑤ 納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保

特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期します。

図表 4 税務行政に関わる各プレイヤーの役割（イメージ）



（出典）国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 2023」

(3) 国税庁による税務行政のデジタル化の具体的な方針

□ 納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）

① 申告・申請等の簡便化

- ・ 必要なデータを自動で申告データに取り込む（マイナポータル）
- ・ 手続き自体の要否を見直し
- ・ 納付・還付は登録済口座を利用 ・ 入力項目は最小限に

② 自己情報のオンライン化

マイナポータルや e-tax のアカウント画面で特例適用や納税状況を確認

③ チャット・ボットの充実等

チャット・ボットとはスマートフォン等で、質問を入力すると AI を活用して自動で納税者の質問や問い合わせに回答を表示するサービス。

④ プッシュ型の情報配信

個々の納税者の状況に応じたカスタマイズ情報を「プッシュ型」で提供。

② 課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェント）

① 申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーに納税者の申告情報と国税当局が保有する各種データのマッチング（例 源泉徴収の過不足）

② AI・データ分析の活用

幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性の高い納税者の判定や滞納者の状況に応じた対応の判別を行う。

③ 照会等のオンライン化

金融機関への預貯金照会や税務調査に必要な資料の提出のオンライン化を図る。

④ Web 会議システム等の活用（リモート調査）

税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象に Web 会議システムなどを利用したリモート調査の実施・拡大に取り組む。

チャット・ボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。さらに、マイナポータルとの連携拡充や年調ソフト等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化と UI・UX の改善を推進する。

図表 5 カスタマージャーニーの具体化（給与所得者の例）

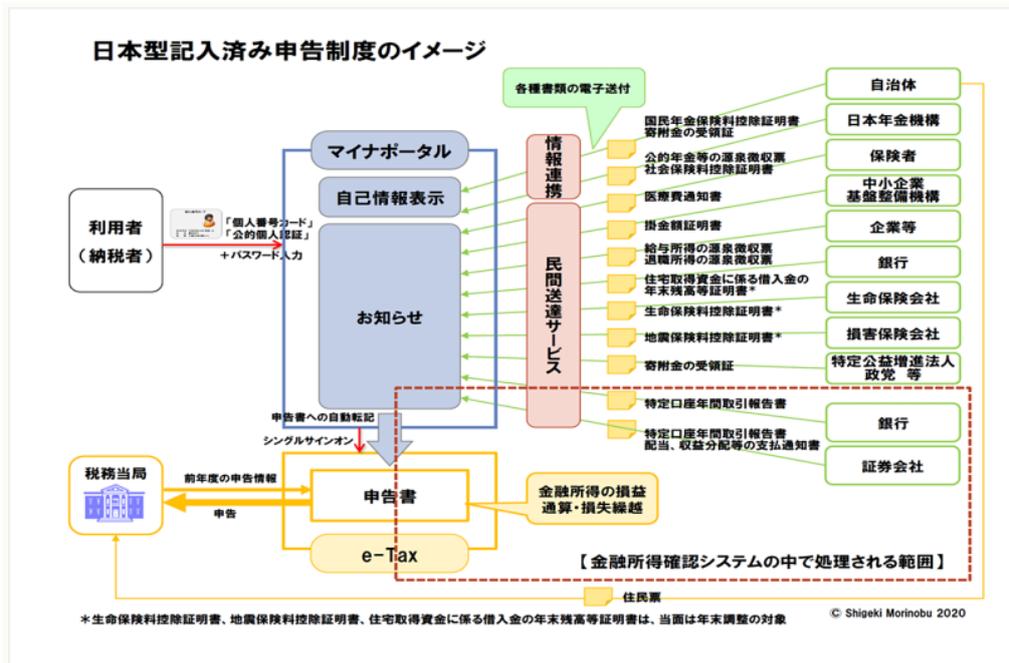
実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適な UI/UX の改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することにより、現状の問題点を可視化します。
※ 本ページは、一つの例として、給与所得者をペルソナとしたカスタマージャーニーマップを掲げています。

給与所得者（35歳会社員）の申告手続 ToBe（将来像）イメージ

フェーズ	きっかけ	調べる	申告準備	マイナポータル連携	申告書の作成	調べる	申告書の提出		
所要時間 (合計1時間)	5分	15分	15分	10分	15分				
ツール	スマートフォン								
コンテンツ	LINE	国税庁HP・e-TaxHP		マイナポータル	確定申告書等作成コーナー・e-Tax				
改善策	プッシュ型の情報配信 個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を行う。	国税庁HP等のUI/UXの改善 国税庁HP等の類似の内容のページを整理する。		オンライン手続への案内 オンラインによる手続の案内を適切に行う。	日本版記入済み申告書の実現 マイナポータル連携の対象を拡大する。事前設定が簡単かつ、短時間で完了するよう改善する。	チャットボットのUI/UXの改善 コンテンツ間のシームレスな連携を行う。納税者の質問に正確に回答できるようチャットボットを改善する。	完全e-Tax申告 作成から送信までの流れの中で、必要な書類を全てデータで提出できるように改善する。		
納税者の行動	国税庁から住宅ローン控除の情報を受信	知りたい情報のページにアクセス	ページを見て、必要な手続を理解	必要な書類をイメージした上で用意	案内に沿って作成コーナーへアクセス	マイナポータル連携の事前設定が完了	作成コーナーで申告書を作成	不明な点は、チャットボットに質問	申告書と必要な書類をe-Tax送信
納税者の感情	住宅ローン控除に関する情報が届いたぞ。	知りたい情報にスムーズにアクセスできたな。	ページの内容が分かりやすいな。	必要な書類をイメージすることができると嬉しい。	スムーズに作成コーナーへアクセスできて簡単だ。	事前設定も簡単だし、給与の情報も自動入力されて便利だ。	説明も分かりやすいし、スムーズに進められるな。	不明な点はチャットボットで解決できて便利だ。	作成から提出までスマートフォンで完結できて便利だ。

(出典) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 2023」

図表 6 日本版記入済申告書制度のイメージ



出典：森信茂樹『デジタル経済と税 AI時代の富を巡る攻防』（日本経済新聞出版、2019年）

③ 事業者のデジタル化促進

事業者役に役立つデジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、関係団体や関係省庁等とも連携・協力したデジタル化の機運醸成に向けた取組を実施するなど、国税庁として、事業者のデジタル化を促進する施策に積極的に取り組んでいくことを明確化した。そして、税務手続のみならず、事業者が日ごろ行う受発注や請求・支払、会計・経理、税務処理といった、上流からの事務処理を一貫してデジタル処理が可能にする。

図表 7 事業者の業務のデジタル化 (概念図)



(出典) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 2023」

このように国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、さらに、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義があることも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化促進に取り組む方針を示している。

図表8 国税庁の税務行政DX推進の方向性と課題

- 税務行政のDXにおいて目指す「納税者利便の向上」（利便性向上によるオンライン手続きの促進）は、単に納税者利便の向上（簡単便利）という効果にとどまらず、単純誤りの防止、官民のコスト削減、企業生産性の向上、行政効率化といった効果も期待される
- さらに、税務行政のDXを進めることによって、民間の経理事務等のDX化を通じ、経済社会全体のDXに資する効果も期待できる。
- 国税庁としては、こうしたDX推進の意義を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、今後、それぞれの取組みを強化していく。

税務行政DX推進 ⇒ 経済社会全体のDXにも貢献	
新たな価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会 ➢ 課税・徴収の効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスを最大化
業務改革（BPR）	納税者の目線に立った業務の見直し 自動入力拡大、納税者サービスの再整理（オンライン手続、相談、窓口サービス）
ルール	デジタルに沿った手続の見直し（簡素・合理化）
利活用環境	電子申告の利用拡大、情報申告の電子的提出の推進、データ分析環境の整備
連携基盤	情報連携の推進（省庁間、国・地方、官民）
データ	データ・様式の共通化・標準化
インフラ	マイナンバーカード普及拡大、国税情報システムの高度化

※ 「包括的データ戦略」（令和3年6月18日閣議決定）に掲げるデータ戦略のアーキテクチャを基に整理

出典：政府税調資料

そのほか、税務行政のDXの留意すべき事項としては、**①個人情報**の保護、**②情報セキュリティ**の確保、**③デジタルデバイド**への配慮、**④ワイズ・スペンディング**の4つの課題があげられている。

5. 税理士業務のICT化と税理士法改正

(1) 税理士の業務のICT化推進の明確化

経済のデジタル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期待するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータル活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税者の利便性の向上に努める。

- ① 税理士・税理士法人は、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する。
- ② 日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更に当たっては、財務大臣の認可を必要とする。

（参考）＜デジタル社会形成基本法＞（事業者の責務）

第16条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

税理士法において、税理士業務及び財務書類の作成、記帳代行などの付随業務に電磁的方法によるものが含まれることを明示し、そのうえで、税理士が、納税者の利便性向上のために電子申告・納税、電子帳簿等保存制度、マイナポータルの利活用などの業務に加え、電子メールやウェブ会議システムの活用による顧客との税務相談や資料のやり取り、税理士事務所内部における事務についても ICT 利活用の推進に努めることを明確にすることで、経済のデジタル化・グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するものである。なお、この努力義務規定は、納税者の利便性を図り、デジタル社会の形成に積極的に関与するためのものであり、e-tax 利用の勧奨強化や将来的な電子申告義務化につながるものではない。

図表 9 税理士法等改正の効果（イメージ）

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

税理士の業務の ICT 化の推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・ 納税者(依頼者)対応のデジタル化の推進
⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・ 行政対応のデジタル化の推進
⇒ 電子申告・納税の推進など行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・ 業務環境のデジタル化の推進
⇒ ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応

○ 税理士の業務の ICT 化の推進を通じた納税義務者の利便性向上を図るため、日本税理士会連合会会則 3 条及び標準会則 3 条に「法第 2 条の業務において電磁的方法により行う事務に関し必要な施策を行うこと」といった規定を追加。

○ 上記規定による施策として、電磁的方法による税理士の業務を推進する旨の規定を新設した上で、ICT 関係に弱い会員をフォローする仕組み(具体的な取組としては、既に東京税理士会で運用されている会員向け相談室の設置や研修の充実など)の導入の検討。

出典：日税連資料

<第 208 回通常国会参議院財政金融委員会（令和 4 年 3 月 15 日）>

（杉久武参院議員）税理士は税の専門家でございますが、ICT に詳しいかどうかは別の問題でございますので、税理士の業務の ICT 化を進めるに当たっては、税理士は今までにないスキルというのが求められるというふうに思います。そこで、国税庁に確認いたしますが、今後の税理士業務における ICT 化の推進に向けて国税庁としてどのようにサポートしていくのか、伺いたいと思います。

（政府参考人（重藤哲郎））国税庁といたしましては、これまでも日本税理士会連合会から寄せられた e-Tax の使い勝手を向上させるための要望に対応するなど、税理士業務の ICT 化に資する取組を行ってきているところでございます。また、必ずしも ICT 知識が高くない税理士の方もおられるということは日税連も認識されており、こうした方どのようなサポートができるかについても検討されていると承知しております。国税庁といたしましても、税理士業務の ICT 化をサポートするため、日税連の議論にしっかりと関与し、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

<令和 6 年度税制改正に関する建議書> 【納税環境整備・その他】

26. 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。

経済社会の ICT 化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続を行うことができるよう利便

性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税理士会・税務関係民間団体との連携を図りながら、税務手続の電子化について、次のような点に配慮しながら積極的な対応を図るべきである。

- (1) マイナポータルと e-Tax の連携
- (2) 接続障害が起こった場合の対応
- (3) 支払調書制度の見直し
- (4) 電子帳簿等保存制度の普及
- (5) 各税法における電子申告の位置付けの見直し
- (6) 税理士が代理送信を行う場合の電子署名に関する取扱い

そのほか、個人事業者番号の導入について検討すること。

(2) 税理士事務所設置規定の見直し

税理士業務の ICT 化やテレワークなど多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判例基準とする税理士事務所の定義を見直した。

- ① 税理士の業務の ICT 化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。
- ② 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる。

※税理士法第 40 条（事務所の設置）については改正せず、税理士法基本通達 40-1 の部分修正、40-2 新設、40-3 繰下。

従来、税理士事務所の判定基準は、「設備の状況」や「使用人等の有無」とされてきたが、今回の改正では、税理士事務所とは、税理士業務の「本拠」と定義づけたうえで、「外部に対する表示」に係る客観的事実によって判定することになった。すなわち、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載、契約書等への連絡先の記載などで判定する。

今回の改正は、在宅のテレワークやサテライトワーク等の業務執行の多様化に対応したもので、業務を行う場所や形態にとらわれない働き方を促進するため、「外部に対する表示」により税理士業務の本拠が明確にされていれば、自宅やサテライトオフィスのように業務を行う場所が複数あったとしても、税理士法 40 条 3 項の 2 か所以上の事務所の設置の禁止規定に違反しないことを明確化した。

今回の改正により、税理士 1 人 1 事務所に制限している趣旨の「個人の監督能力を超えて業務を拡大することの規制」については、税理士法基本通達 41 の 2-1 を新設し、使用人等への監督義務が事務を行う場所によって異なることはない旨を明示した。

・ 税理士法 41 条の 2 は、使用人等への監督義務と同法 54 条は使用人等の守秘義務を規定しており、在宅のテレワークやサテライトワーク等税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保する必要がある。

・ 基本通達 41 の 2-1 は、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法として、使用人等とクライアントのウェブ会議での打ち合わせに税理士が参加する方法と通信履歴や情報記録によりやり取りを確認する方法例示している。

<税理士法基本通達> 令和5年4月1日施行

41の2-1 税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

(3) 使用人等への監督義務の履行

「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針(令和5年3月)」日本税理士会連合会業務対策部

①「税理士業務」

法第2条第1項各号に定められる「税務代理」と「税務書類の作成」と「税務相談」の3つの業務を指す（法第2条第2項カッコ書）。これらの業務は、いわゆる無償独占規定（法第52条）の適用対象業務である。税理士又は税理士法人以外の者（使用人等を含む。）は執行することができない点や、帳簿作成の義務（法第41条）や使用人等監督義務（法第41条の2）など多くの税理士法上の義務規定の対象となる業務である。

②「税理士の業務」

法第2条及び法第2条の2に規定される業務であり、具体的には、税理士業務と、その付随業務（法第2条第2項）、及び補佐人業務（法第2条の2）を合わせた概念となる。

③ 使用人等とその範囲

法第41条の2に規定する使用人等には、税理士と雇用関係にある使用人のほか、雇用関係に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配、監督権や指揮命令権の及ぶすべての者を含むものであり、家族従業員も含む。また、税理士の指揮命令等が及ばず、監督義務を履行すること自体が困難となる者には、税理士業務の補助業務を執行させることは適当ではない。使用人等はイ．税理士登録のある者である所属税理士と、ロ．税理士登録のない者である事務職員及び家族従業者等（以下「職員等」という。）に区分される。

④ 使用人等の業務と使用者税理士による監督義務の範囲

法第41条の2は、税理士業務にかかる使用人等の監督義務を定めている。これは、使用人等は、委嘱者と絶えず相対する日常業務の現場において業務に従事しており、税理士業務とその他の業務の境界が曖昧になる状況が少なくないことを鑑みると、使用者税理士等は使用人等を厳正に監督しなくてはならない。

また、法第2条第2項に規定する税理士業務に付随する業務や法第2条の2に規定する補佐人業務にかかる補助業務についても、税理士の業務にかかる民事上の責任として、税理士法上の使用人等監督義務と同様に監督責任が求められることになる。

⑤ 使用人等の事務を行う場所と監督義務

税理士の使用人等に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対して対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務は果たされていると判断することになる。通達 41 の 2-1 では、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法として、次に掲げるような事前及び事後の確認を行う方法を例示している。

(イ) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

(ロ) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

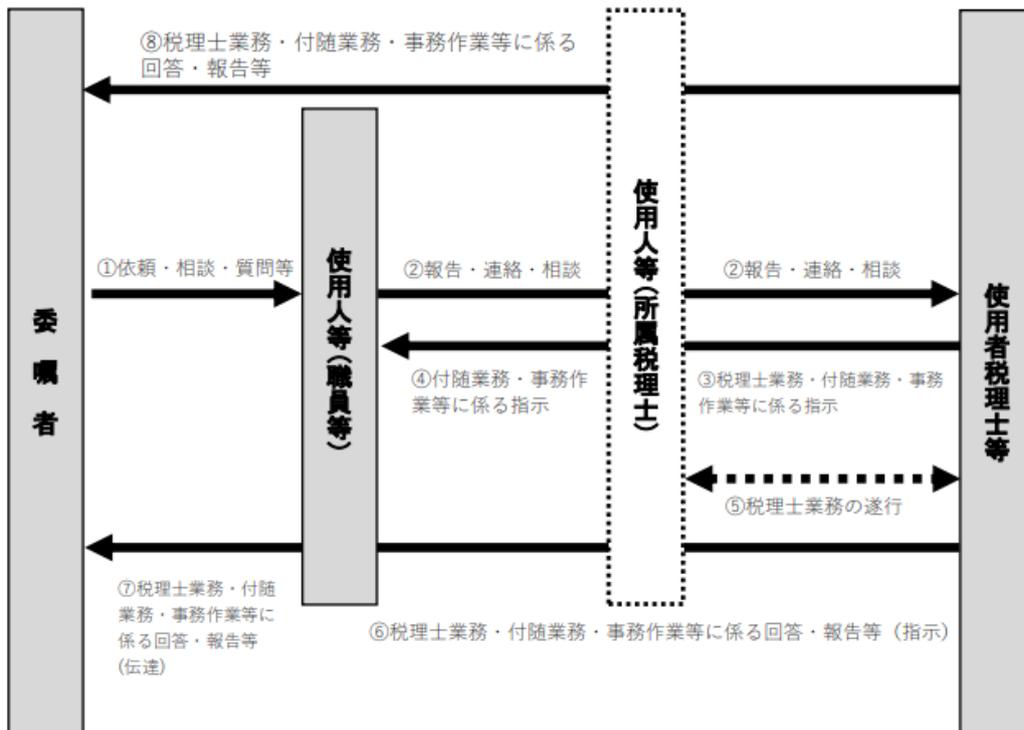
⑥ 使用人等の使用者税理士等に対する報告・連絡・相談の遵守

使用人等が業務に従事する現場では、使用人等と委嘱者が直接相対する状況にある。常時、使用人等と委嘱者が電話、メール、クラウドサービス等の情報通信技術を通じて連絡を取る、又は訪問すること等が想定される。使用者税理士等は、上記の状況における使用人等の業務内容について、適切に監督を行うことが必要である。この監督を怠れば、使用人等による不正行為や過失等を誘発する可能性がある。

例えば、使用人等がまとめた財務書類等の内容を十分に確認しなければ、計算処理の誤り等により、委嘱者に不測の損害を与えかねない。また、委嘱者との折衝・相談を職員等に任せきりにすれば、その相談に対して不適切な回答をすることや委嘱者からの脱税幫助等の不正行為の要求に応じることとなる場合も想定される。

以上に鑑みれば、使用者税理士等は、情報通信技術を利用して使用人等から従事している業務に関する報告・連絡を適宜受け、必要に応じ指示等を行うこと等により確認し適切に監督する必要がある。

図表 10 税理士事務所等における報告・連絡・相談フロー図



⑦ 使用人等の守秘義務

使用人等は、法第 54 条により税理士業務に関して知り得た秘密を守る守秘義務が課されている。これは、使用人等に対して直接的に課されている義務規定であり、たとえ退職し使用人等でなくなった後も在職時と同様に守秘義務が課されているものとされている。もっとも、使用人等が法第 54 条違反となるような秘密の漏洩、窃用等を行えば、使用者税理士等の監督責任が問われ、法第 41 条の 2 の監督義務違反となり留意が必要である。使用者税理士等は、税理士業務に関する守秘義務について使用人等を適切に指導・監督する必要がある。

⑧ 使用人等に対する研修

税理士には、法第 39 条の 2 により、所属する税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない旨が規定され、更に研修規則において研修の受講義務が課されている。この義務は、所属税理士についても同様である。一方、職員等には法令上の研修受講の規定はないが、税理士事務所等における業務内容には専門性が求められ、定期的・継続的に改正税法等に係る知識等を習得することが必要となる。

図表 11 税理士事務所等が整備すべきサービス規則等（イメージ）

【参考】税理士事務所等が整備すべきサービス規則等（イメージ）

	10 人未満の使用人等を使用する 税理士事務所等	10 人以上の使用人等を使用する 税理士事務所等
整備すべき規則	サービス規則	就業規則
作成・届出義務	なし	あり（労働基準法第 89 条）
絶対的記載事項	—	労働基準法第 89 条第 1 号～第 10 号に掲げる事項（労働時間、賃金、退職等に関する事項等）
税理士事務所等の 信頼性の確保のため 記載すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士法等関係する法令、日本税理士会連合会及び税理士会の会則規則等の遵守 ● 守秘義務（法第 38 条及び法第 54 条）の遵守 ● 職員等のにせ税理士行為等の禁止（法第 52 条及び法第 53 条の遵守） ● 施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定する使用者税理士等の承諾を得ない所属税理士の直接受任の禁止 等 	

⑨ 文書管理

委嘱者の情報等を記載した文書は、たとえ税理士事務所等の内部でのみ使用する文書であっても、重要な機密情報に該当し、守秘義務の対象となる。当該文書を適切に管理するには、どの書類を誰がいつどこで作成し、使用者税理士等の承認を得て保存するのか等についてルール化し、当該ルールに基づき適切に管理することが重要である。また、例えば、文書管理について、文書管理責任者を定め、当該者の指示等に基づいて適切に管理することも有用である。

また、委嘱者から預かった文書は、特に重要な機密情報に該当し、税理士事務所等の内部文書と同様にルール化した管理を行うことは当然ながら、預かり文書の紛失・未返還等に端を発する委嘱者とのトラブル等を防止するためにも、特に厳重な管理が必要である。

なお、法第 2 条の 3 の趣旨を踏まえると、税理士事務所等における文書について電磁的記録による作成・保存に順次移行することで DX 化を図ることが望ましいと考えられる。

【参考】文書管理に有用な施策

イ. 税理士事務所等の内部文書の作成・承認・保存のルール化

使用者税理士等及びすべての使用人等が、同一のルール下で文書を作成し、使用者税理士等の承認を受け、保存することにより、統一的・効率的な文書管理体制を整備する。

ロ. 文書管理責任者の設置

税理士事務所等に文書管理の責任者を設けることで、統一的・効率的な文書管理体制を整備する。

ハ. 委嘱者からの預かり文書一覧表等の作成、委嘱者への交付

委嘱者から文書等を預かった場合には、預かり文書一覧表等を作成することにより、統一的・効率的な管理を行い、文書の紛失・未返還等を未然に防止する。また、当該預かり文書一覧表等を委嘱者に交付することによって情報の共有を図り、トラブルを未然防止する。なお、委嘱者から預かった文書等については、他の資料との混在や紛失を防止するため、別途個別に保管する等の措置も必要である。

ニ. 廃棄・委嘱者への返還 保存の必要がなくなった文書（保存期間を経過した文書）は、情報漏洩等に配慮し、適正に廃棄する。また、委嘱者から預かった文書等については、既に使用し今後業務で使わない場合又は、電子的に保存した場合には、速やかに返還する。

⑩ データ管理

税理士事務所等のパソコン等には、委嘱者の機密情報が記録されたデータが存在している。パソコン等の紛失・盗難は、同時に機密情報の紛失・盗難を意味し、また、不正アクセスによる情報漏洩もあり

得るので、必ずセキュリティ対策を採り、機密情報の流出を防ぐとともに、災害等による情報消失対策も必要になる。また、テレワークを実施する税理士事務所等においては、データ管理について情報漏洩のリスクが高まる。セキュリティ管理について、「ルール」、「人」、「技術」のバランスが取れた管理体制の整備が不可欠となる。

なお、使用人等が税理士事務所（本拠）以外で業務を行う場合には、使用人の適切な管理監督のためにサーバ又はクラウド等の利用よりデータを一元的に管理することが望ましい。

【参考】データ管理に有用な施策

イ. パソコン等のセキュリティ

パソコンは、パスワード等でアクセス管理を徹底し、他人が勝手にデータにアクセスできないようにする。また、アクセスログ等を記録することにより、データにアクセスした者を把握、確認できるようにする。

※ 所属税理士が自ら委嘱を受けて業務に従事した場合において、補助業務と同じパソコン等を使用する場合は、補助業務とは別のパスワード等を設けるなど、補助業務との分離を行う必要がある。

ロ. データ管理責任者の設置

税理士事務所等内にデータ管理の責任者を設けることで、統一的・効率的な管理体制を整備する。

ハ. データの保存

データの記録・保存は事務所内のメインサーバのみとし、各自のパソコンにはデータを保存しない。

ニ. データの持ち出しの禁止

データを外部に持ち出すことは原則として禁止とする。ただし、業務上必要と認められる場合には、管理責任者の許可を得た上で、必要なデータだけを USB メモリー等の記憶媒体に記録し、データの暗号化、パスワードによる保護を行うなどして持ち出すよう管理を徹底すべきである。また、記憶媒体

の紛失がないように十分な注意が必要である。また、USB メモリー等を持ち帰った場合には、媒体内のデータを完全に消去する必要がある。

ホ. ウイルス対策

コンピュータウイルスによるデータ流出や不正アクセスを防止するため、インターネット等を利用する場合は、ウイルス対策ソフトをインストールする。また、コンピュータウイルス感染の温床となるような危険なウェブサイトの閲覧やファイル交換ソフト等の使用を禁止する。

へ. バックアップ

災害やパソコンのトラブルに備え、外部記憶媒体へのデータの退避（バックアップ）を定期的に行う。

ト. 廃棄

サーバ等の買換え・廃棄に際しては、ハードディスクのデータを完全に消去する。

チ. 覗き見防止

事務所外で事務処理する際の施策として、例えば、パソコン画面の覗き見防止フィルターを画面に貼り付ける。

図表 12 テレワークを導入する上での留意点

No	分類	留意点	内容
1	セキュリティ	セキュリティに関する漠然とした不安	どのようなセキュリティ対策を行えばいいかわからない、又はセキュリティ対策を行ったが、情報流出等が発生するのではないかという不安
2		情報漏えいのリスクの軽減	内部の機密情報等が外部に漏れてしまうリスクの軽減
3		第三者からののぞき見、端末の紛失、盗難の防止	関係者以外に情報が見られること、機密情報の入ったPCの紛失や盗難の防止
4	人事・労務管理	個々のテレワーク実施者の労務管理の難しさ	テレワーク実施者の適切な勤怠や在席、業務管理の実施
5	コミュニケーション	テレワーク実施者と通常勤務者との円滑なコミュニケーション	テレワーク中の円滑な情報伝達・交換の促進や、テレワーク中の疎外感の軽減
6	作業効率	通常オフィス勤務時と変わらない作業効率の確保	特定のアプリケーションやグラフィックなどを多用する場合における、通常と同様の作業効率や生産性の確保
7	電子化の遅れ	資料の電子化、管理ツール導入の遅れ	オフィス以外で作業をするための資料の電子化や、テレワークを実施するための管理ツールの導入の遅れ
8	予算制約	ICT投資予算の制約	企業規模が小さい場合に、ICT投資予算の制約があること

出典：厚生労働省資料

(4) 税理士業務の ICT 化の課題

① IT 環境の整備の必要性

- ・ 安定的で安全な通信環境
- ・ ハード面での機器やデバイスへの投資

- ・ソフト面でのクラウドの利用など情報共有やコミュニケーション環境の整備
- ②業務のデジタル対応とフローの見直し
 - ・証票類の PDF 等へのデータ化
 - ・データの管理体制の強化
 - ・事務所内運用ルール規定化・厳格化
 - ・情報セキュリティの強化
- ③事務所スタッフの労務管理の見直し、メンタルケア など

6. 電子インボイス (e-invoicing) 導入の国際的状況と問題点

2020 年の OECD による調査に参加した 32 カ国の税務当局の半数は、電子インボイス・システム（または類似したもの）を運用しており、約 40%がオンライン・キャッシュ・レジスター(online cash register : OCR) システムを導入している。COVID-19 によるパンデミックにおいて、これらのシステムの運用や生成したデータを利用した際に問題が生じたとしたのは同調査では 4 カ国の税務当局のみであった。そして、それら税務当局の 90%近くが電子インボイスや OCR システムが、納税者のコンプライアンスを確保し、様々なセクターへの COVID-19 の経済的影響を分析するのに役立ったと回答している。

先進事例 イタリアの電子インボイスの交換システム (SDI) による送信の義務化

2014 年 6 月から、中央省庁、国税庁、国家安全保障機関での政府公共調達 (BtoG) から電子インボイスの義務化が開始され、2015 年 3 月末からは、すべての公的機関での公共調達に拡大された。また、2016 年 7 月 OECD は、VAT の課税漏れ (VAT tax gap) 対策のため、イタリア政府に、事業者間 (BtoB) 取引に電子インボイスを義務化するように勧告した。そして、2019 年 1 月から、事業者間 (BtoB) 取引での電子インボイスの利用の義務化を開始した。政府公共調達 (BtoG) の SDI (Sistema di Interscambio) と呼ばれるデジタルプラットフォームを利用し、電子インボイスは 5 年間のデータ保存が求められる。

このような事業者間 (BtoB) 取引への電子インボイスの義務化により、民間のあらゆる電子インボイスデータは、取引相手へ発行される前に、SDI を通じてイタリア国税庁へ自動的に送信されることになった。これにより、税務当局は、各インボイスに記載された支払額から自動的に仕入控除額や納付税額を算定できるようになった。

EU の電子インボイス指令では、民間事業者間取引における電子インボイスの利用については本来事業者の事前の同意を要件としているが、イタリアでは適用除外となっている。しかし、イタリアは、OECD の勧告を受けて VAT tax gap 防止のため、EU 各国に先駆けて電子インボイスの義務化と「継続的取引管理 (CTC=Continuous Transaction Controls)」システムの導入を行った。

イタリアにおける電子インボイスの義務化

2015年3月 公的機関への供給の義務化

2017年1月 BtoB取引における任意選択

2018年7月 特定のBtoB取引の義務化

2019年1月 BtoB取引及びBtoC取引における義務化

*すべての電子インボイスは、Fattura PAフォーマットで発行し、Sistema di Interscambio (SDI)を通じてイタリア国税当局に送信される。電子インボイスの要件をみたさない場合発行者と受領者双方にペナルティがある。2019年には15億の電子インボイスがSDIを通して送信されている。

(6) EUにおける電子インボイスの義務化

電子インボイス導入について、EU加盟国は、「2014年電子インボイス指令 (e-Invoicing Directive 2014/55/EU on electronic invoicing in public procurement)」に準拠して電子インボイスの導入を進めている。同指令 35 条は、加盟国政府が、政府公共調達 (BtoG) において電子インボイスの利用を義務づける法律の制定を可能としている。ただし、同指令は事業者間 (BtoB) 取引への電子インボイスの義務化には、とくにふれていない。

近年、EU各国では、電子インボイスと税務当局への送信を義務化し、国際商業会議所 (ICC) の「継続的取引管理 (CTC : Continuous Transaction Controls)」の利用により、税務当局は、リアルタイムでデータの取得や照合、調査を可能となっている。なお、2022年12月に欧州委員会が公表したデジタル時代の付加価値税 (VAT) の改革案 (VAT in Digital Age) は、加盟国間のクロスボーダー取引に電子インボイスを義務化する内容を含んでいる。

① 公共調達 (BtoG) 取引における電子インボイスの義務化

EU当局は、域内の国内外の政府機関と取引を行う企業に対して、2020年4月までに連邦レベルにおいて電子インボイス発行を義務とした。実際に、以下の国々では、公共調達 (BtoG) 取引について、電子インボイスの発行を義務としている。

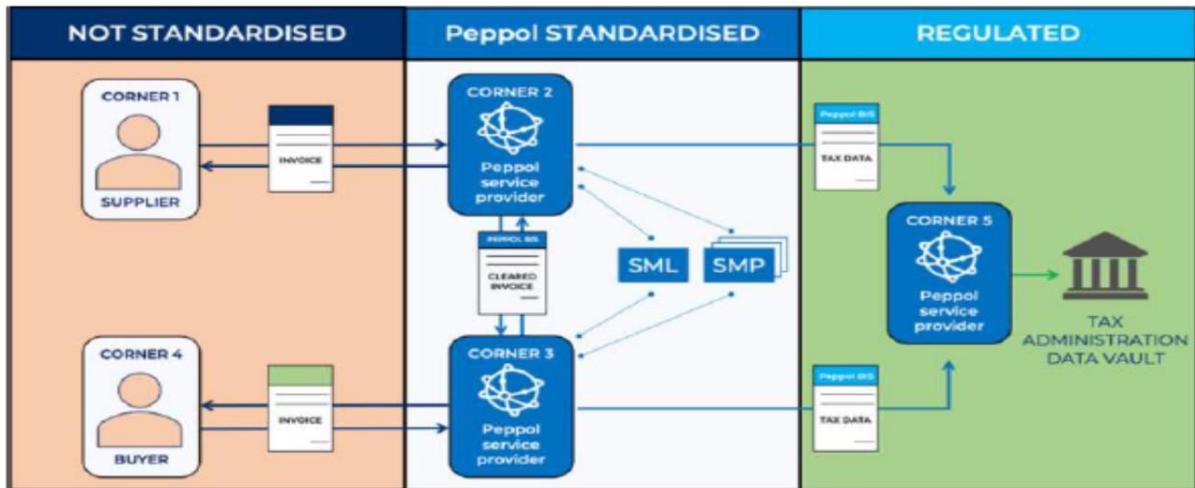
2019年7月からクロアチアとエストニアでは、公共部門への供給業者が関与する取引では、電子インボイスの発行が義務付けられ、フランスでは、2020年以降、すべてのBtoG取引は電子インボイスを利用することが義務とされた。2022年1月からポルトガルでも、企業の公共調達取引 (BtoG) 取引に電子インボイスの利用が義務となり、2020年11月からドイツでも連邦政府へのすべての供給業者は電子インボイスを利用することが求められることになった。

②事業者間 (BtoB) 取引における電子インボイスの義務化

EU各国では、事業者間 (BtoB) 取引についても、電子インボイスの発行の義務化が進められようとしており、セルビアでは2022年から、フランスでは2023年から取引の要件としても求められている。ポーランドが2024年7月からドイツも2025年1月から電子インボイスが義務化される (ただし、ドイツでは中小事業者は2027年以降)。EU域内における電子インボイスの発行状況をみると、北欧諸国とイタリアでは電子インボイスの発行が原則であり、消費者 (BtoC) 取引についても40%以上が電子インボイスを利用している。また、ハンガリーは、事業者間 (BtoB) 取引に電子インボイスを義務

化し、CTCによるリアルタイムでの管理照合を行っている。さらに、スペインとフランスは電子インボイスを利用した「記入済電子付加価値税申告制度 (pre-filling and electronic VAT return system)」を導入している。

図表 13 継続的取引管理 (CTC:Continuous Transaction Control)



出典：国際商業会議所（ICC）ホームページ

図表 14 (参考) CTC e-invoicing and real-time models

Invoice reporting model	Examples	Features
1. Real time invoice reporting	Spain, Hungary, South Korea	Invoice listing submitted immediately after invoice issued
2. Central platform exchange	Italy, Turkey	No acceptance or regulation of invoice by tax authorities Platform responsible for invoice forwarding to customer Customer or receiver may review and reject invoice
3. Central clearance		Govt platform accepts invoices, validates, and buyer acknowledges invoice
	Brazil, Colombia	Pre-clearance variation - clearance before invoice exchange
	Chile, Costa Rica	Post-clearance - clearance short time after exchange
		Document types not regulated and therefore inconsistent and may resort to email and similar
4. Decentralised clearance	Mexico, Guatemala, Peru, France	Certified e-invoice agent (PAC) submits invoices
		Document types not regulated and therefore inconsistent and may resort to email and similar

出典：国際商業会議所（ICC）ホームページ

(7) その他電子ンボイスの義務化

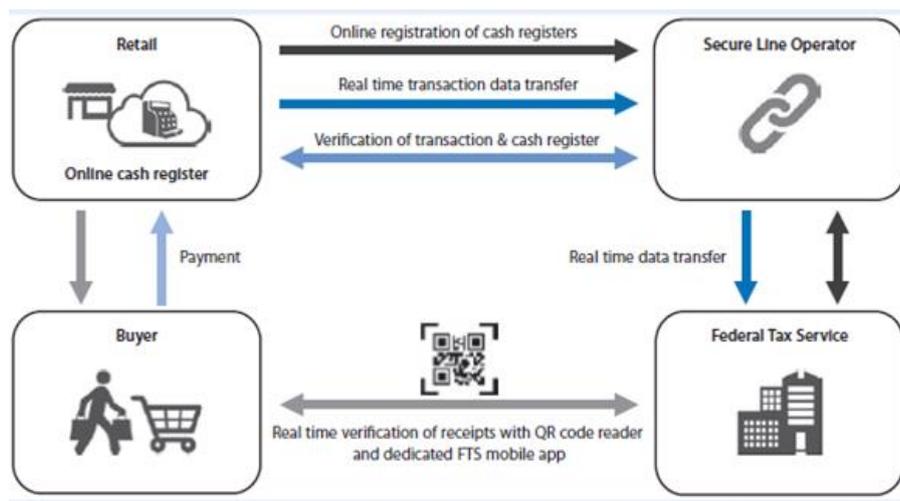
メキシコ、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ペルー、チリなど中南米諸国やトルコ、韓国などでも電子ンボイスの義務化と CTC による集中管理が進んでいる。

たとえば、メキシコでは顧客に対する商品やサービスの提供だけではなく、給与の支払いなどについても、原則 CFDI と呼ばれる電子ンボイスを発行することが義務付けられている。CFDI は税務当局から付与される電子署名が付加され、電磁的記録(印刷や PDF は不可)として保存する義務がある。メキシコの税務当局はこのCFDI の情報と 2015 年から提出を義務付けた電子会計情報(月次試算表等)、申告情報を収集照合し、それらに齟齬があると納税者の電子メールボックスに質問状が送付される。そのうえで、齟齬が修正されない場合、CFDI の発行の差止めなどのペナルティを課されることになる(事実上の事業中止命令)。

また、韓国でも電子インボイスの様式や電子署名の標準化がされたうえで、電子インボイスの義務化が図られた。2009 年に小規模事業者向けの電子インボイス発行システム(e-sero)を開発、導入し、2010 年から電子インボイスの義務化が法制化され、当初は大規模事業者に限定されていたが、2012 年から年間売上高 10 億ウォン超の個人事業者、2014 年からは年間売上高 3 億ウォン超の個人事業者に義務の対象が拡大した。韓国の電子インボイスシステムは、課税庁のシステムへの情報送信と課税庁よりの承認番号の送信があることから、国が取引情報を集約しデータベースとして管理照合することができる。

そのほか、ロシアではオンライン・キャッシュ・レジスターシステム(OCR)の利用が義務づけられている。OCR の物理的要件と情報セキュリティ要件、情報の税務当局(FTS)への送信の詳細は法律で規定されている。OCR の販売データは、即時にロシア国税庁(FTS)のデータ処理センターにリアルタイムで送信され、自動的に取引が監視、分析される。法律の定めに基づき、OCR に発行される領収書には QR コードが貼付されており、顧客は税務当局で保持されている情報と取引を比較検証することができる。

図表 15 ロシアのオンライン・キャッシュ・レジスターシステム(OCR)



出典：OECD Tax Administration 2019

(8) 電子インボイスの問題点

・EU各国のVATの税務調査において、電子インボイスの方がより時間をかけて丁寧にチェックされる傾向がある。

例 ポーランド

・電子インボイスの方が紙のものより要件が複雑で法令を遵守することが難しい。

例 ドイツ

・電子媒体による保存の要件が複雑なため、保存業務をアウトソーシングするが多い。

例 イタリア

おわりに

図表 16 (参考) 未来の税理士の類型化モデル？

タイプ	仮称	特徴
税理士1.0	記帳代行タイプ	事務所内において税務会計ソフトの入力業務（一部手書きを含む）から税務書類作成業務まで行うフルラインサービスタイプ
税理士2.0	自計化支援タイプ	企業の自計化支援業務＋事務所内における税務ソフトを利用した税務書類の作成業務をメインとするタイプ
税理士3.0	顧問タイプ	特定の業務（法人税務顧問・法人税務調査の立会）をメインとするタイプ
税理士4.0	特定分野 ネットワークタイプ	特定の分野（組織再編・国際税務・相続対策・事業承継・スタートアップ等）の相談・プランニングに特化するタイプ （人的ネットワークを活用するクリエイティブな業務を中心とするタイプ）
税理士5.0	特定分野 AI等活用タイプ	税理士4.0の特定分野についてICT/AI・5Gを活用し、地域差を越えて業務を行うタイプ

出典：日本税理士会連合会国際税務情報研究会報告書